

令和 7 年度
部活動運営方針



真理を求め 勤労を愛し 創造に生きる

境町立境第二中学校

進取

挑戦

二中プライド

1 部活動に関する基本的な考え

- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い。
- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化を図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。そのため校長は、本町教育委員会が定める「部活動の運営の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 学校は、PTA総会や新入生説明会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。
- 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(注1)、事故防止(注2)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
(注1)：事前・事後及び活動中の健康観察による健康状態の把握やスポーツ障害・外傷の予防及びバランスのとれた学校生活への配慮などを含む。
(注2)：活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策、及び異常高温・光化学スモッグ等による健康被害への防止対策などを含む。
- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらない

こと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 部活動の休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。また、長期休業中における休養日の設定については、学期中に準じた扱いとする。

1日目… 土日のどちらか1日
2日目… 月曜日（原則として休養日）

※例外として、月に2回を限度として、土日の両日またはどちらかの1日に大会や練習試合等を実施することにより、土日両日にわたって活動することを認める。ただし、その前後の週の平日に1日の休養日を設定する。

- 長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。
学校閉庁日（学校に日直を置かずに、学校として対外的業務を行わない日）との関連で長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

8月13日～16日（4日間）、12月26日～1月3日（9日間）

※ただし、この期間は年度によって異なる場合がある。

- 定期テスト（中間・5教科の期末テスト等）前に、3日以上休養日を設定する。

4 学校閉庁日の活動

- 学校閉庁日は、原則として活動は行わない。

学校閉庁日 5月1日（創立記念日）8月13日～16日（お盆の期間）、 11月13日（県民の日）、12月26日～1月3日（年末年始）
--

※ただし、この期間は年度によって異なる場合がある。

5 部活動の活動時間並びに下校時刻

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。また、長期休業中における活動時間については、休業日に準じた扱いとする。
- 下校時刻は、生徒の安全を確保する観点から、以下のとおりとする。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:30	17:40	17:40	17:40	17:40	17:30 17:00	16:45	16:30	16:45	17:00	17:15

※下校時刻15分前には活動を終了し、全ての顧問で下校指導を行う。

※11月～2月の月曜日、木曜日を休養日として設定する。

※10月は県西新人戦前までは17:30、県西新人終了後は17:00と設定する。

※部活動の延長等は禁止とする。

6 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

7 学校単位で参加する大会について

- 学校単位で参加する大会については、校長の許可を得て参加する。
- 生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 一ヶ月当たり1大会程度の参加を目安とする。（年間12大会程度）

8 その他

- 台風・竜巻・雷雨・豪雨など自然災害の発生が予想される場合や、暑さ指数(WBGT)が31℃(気温35℃)を超える日、光化学スモッグ注意報が発せられた場合には、臨時に校舎内への避難指示・休部等の措置を行い、生徒の安全を確保する。また、下校時においては保護者・地域と連携し生徒の安全な下校に努める。
- 不審者等の情報への対応については、日頃から生徒への十分な指導を継続し、迅速に対処するとともに、保護者・地域と連携しながら下校時刻を待たず生徒の安全な下校に努める。

令和7年4月 一部改訂